

船井郡衛生管理組合からの一般廃棄物受入れについて

京都府南丹市及び京丹波町の一般廃棄物を処理している船井郡衛生管理組合（以下「船井衛管」という。）は、焼却処理を民間事業者に委託しておりましたが、同民間事業者が、経営上の理由から平成31年3月末をもって一般廃棄物の受入れを停止し、事業を終了することになりました。この緊急事態に対応できるよう、本市に対して、受入れ停止以降の一般廃棄物の一部について、平成31年度の1年間、東北部クリーンセンターで焼却処理してほしい旨の依頼が、昨年8月22日にありました。

その後、搬入方法や本市に負担が生じることのないよう、処理費用等の受入れ条件について協議を進め、船井衛管と合意に至りましたので、平成31年1月30日に覚書を締結いたしました。

【船井衛管との覚書の主な内容】

- 1 処理対象 : 船井衛管管内で発生する家庭系及び事業系の一般廃棄物
- 2 処理期間 : 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 処理量 : 年間7,000トン程度
- 4 搬入方法等 : 搬入日は月曜日～金曜日
(祝日を含む。年末年始の搬入停止日は除く)
搬入時間は朝の通学時間を避ける。
搬入ルートは本市が指示する鞍馬街道を通行しないルート
搬入車両は1日当たり10t車4台程度
搬入車両には覆いを付け必要な標示をした専用の車両を用いる。
- 5 焼却灰の引取り : 船井衛管が引き取り適正に処分
- 6 焼却処理に係る費用 : 可燃ごみ1t当たり28,000円

{	平成31年度の焼却処理に係るごみ処理原価相当額
	平成31年10月1日以降は1t当たり28,560円
	*平成31年度の収入見込み：約2億円